

## 京都市告示第 4 8 8 号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 2 6 年 2 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

### 1 土地区画整理事業の名称

伏見地区土地区画整理事業

### 2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

伏見区御駕籠町の一部、下板橋町の一部、紺屋町の一部、風呂屋町の一部、西大手町の一部、片原町の一部、西町、東菱屋町、肥後町、東町の一部、聚楽町、土橋町、城通町、北尼崎町、榊形町の一部、南尼崎町、東堺町、久米町、大宮町、丹波橋町の一部、東大文字町、鍛冶屋町、東大黒町、海老屋町、西大黒町、聚楽町一丁目、大津町、問屋町、松屋町、川東町の一部、成町、西堺町、西大文字町の一部、帯屋町、革屋町、過書町の一部、恵美酒町の一部、聚楽町二丁目、西尼崎町、榊屋町の一部、清水町の一部、東朱雀町、等安町、黒茶屋町、榎町、白銀町、西朱雀町、樽屋町、雁金町、上神泉苑町、下神泉苑町、越前町の一部、菱屋町の一部、鳥羽町、加賀屋町、景勝町の一部、舞台町の一部、菊屋町、下鳥羽芹川町、深草泓ノ壺町の一部、深草善導寺町の一部、竹田狩賀町の一部及び横大路三栖大黒町の一部

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）